

天野和夫賞

『天野和夫賞』

第5回受賞者および選考理由

1. 『天野和夫賞』の趣旨

本賞は、法哲学者として著名な立命館大学元総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果ないし優れた成績を得たと認められる大学院学生および修了生、ならびに法の基礎理論の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その業績を顕彰することを目的とする。

2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

3. 第5回天野和夫賞選考の経過

2007年度については、規程第6条に基づき、竹瀆修・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、長澤克重・本学法学部副部長、田中成明・関西学院大学大学院司法研究科教授（法哲学専攻）、本山敦・本学法学部教授（民法専攻）、平野仁彦・本学法学部教授（法哲学専攻）を委員

として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は、2007年8月1日に開催され、選考の結果、以下のように決定した。

4. 第5回天野和夫賞受賞者とその選考理由

(1) 規程第3条1項1号該当者

今年度は受賞者なしとする。

(2) 規程第3条1項2号該当者

坂 和彦氏

最終学歴：2007年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：商法

学 位：修士（法学） 立命館大学

修士論文：「劣後債および劣後ローンにおける上位債権者と劣後債権者の利害調整 会社法は会社債権者間の利害調整問題を規律すべきか？」

【選考理由】

劣後債・劣後ローンのある会社において、その会社の上位債権者と劣後債権者との間の利害調整問題は、従来、それほど強く意識されることはなかった。BIS 規制の下で、銀行が自己資本と見られる劣後債を発行する場合に限られていたこともあるが、近時は、事業会社も劣後債を発行し始めている。この場合、自己資本と同様の機能を果たす劣後債・劣後ローンに関する契約内容について、発行会社と劣後債権者との間の合意でその変更を行うことは、場合によっては、上位債権者の利益を害することが考えられる。この局面では、劣後債等は、単なる債権ではなく、会社の資本と同種の役割をもっているにもかかわらず、株主総会等の決議を要せず、発行会社と劣後債権者との間の個別合意で済む問題かどうか、利害調整のあ

り方として問題があると考えられる。本論文は、この点を鋭く追求する野心的な作品であり、優れた修士論文であって、天野賞に相応しいと判断される。

(3) 規程第3条2項該当者

大森秀臣氏

最終学歴：2003年3月 京都大学大学院法学研究科博士課程後期課程
修了

* 岡山大学法学部助教授を経て、2007年4月より岡山大学社会文化学
研究科准教授

専門分野：法哲学

学 位：博士（法学） 京都大学（2003年3月）

著 書：『共和主義の法理論 公私分離から審議的デモクラシー
へ』（勁草書房2006年）

【選考理由】

本書は、大森氏が京都大学に学位申請した博士論文をもとに成されたものである。

個人の自由と政治的自由、私的自律と公的自治など、公私にわたる2つの自由の相互関係をどのように理解するか。リベラル・コミュニタリアン論争の重要な争点の1つともなってきたこの難題に、本書は、公と私の関係という観点から従来の論争を丹念に整理し、マキャベリを主な淵源とする「共和主義」の思想を現代に再生させることを通して、新しい光をあてようとする。現代法理論の枢要にふれる優れた業績である。

個人の自由と政治的自由の関係については様々な議論があるが、本書は、法的枠組によって保障される個人の自由と、政治的審議の中で実現される自己統治としての自由とがいかに関立するものとして捉えうるかという問題として考察する。そして、従来、リベラリズムと共同体論の間で展開さ

れてきた論争を、公と私の関係をめぐる論争として再構成し、論争の膠着状態を打破する手がかりを現代共和主義の諸理論に求めようとする。ロールズ、サンデル、マイケルマンなど、法哲学政治哲学上の基礎理論を検討の俎上に載せながら、リベラリズムの公私分離論、徳性陶冶型共和主義の限界、そして、審議参加型共和主義の可能性を論じている。

共和主義の議論をもとに、法的枠組と政治的審議の関係を定式化し、それらの循環的プロセスの中で法的枠組の内実化がはかれるとする。すなわち、法的枠組は私的領域を公的領域から区別し、個人の基本的自由を保障することによって政治的審議の条件として機能し、同時にそれが保障する個人の自由が具体的な権利の形態に解釈されることによって政治的審議の公共的な帰結として審議参加者の側から受容される。他方、政治的審議は、個人の自由を保障する法的枠組を条件として可能となり、そのプロセスにおいて自己統治のとしての自由を実現するとともに、抽象的な基本的自由・権利の解釈を通して法的枠組を公共的なものとして再正統化する。こうした法的枠組と政治的審議の循環的プロセスにこそ2つの自由の矛盾対立を解く鍵があるとしている。

本書は、法理論領域において法の公共的正統性の問題を改めて提起し、共和主義の思想伝統の現代的再生をはかろうとする。法と政治に関わる問題提起の基礎理論研究として、今後の研究にも貴重な示唆を提供しうるものであり、その研究成果は高く評価される。

5. 『天野和夫賞』授賞式

2007年10月16日、本賞受賞者出席のもと、吉田美喜夫・法学部長の司会により『天野和夫賞第5回授賞式』が開催され、川口清史・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、竹濱修・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授賞式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。